

2021年度
事業報告書

一般財団法人 製品安全協会

2021年度の事業報告書

(2021年4月1日～2022年3月31日)

I 概況

2021年度は、新型コロナ感染拡大の影響を強く受けた前年度からは回復し、実質3.7%程度の成長が見通されてはいるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響は様々な形で内外の経済活動に大きな影響を及ぼし続けた。また、年度の後半は、エネルギーや原材料価格の高騰が製品価格と需要にも影響を及ぼすようになった。

このような経済環境下ではあったものの協会の事業収入は、2021年11月までは予算上の収入額を達成するペースで推移したが、2022年に入って以降減速し、特に3月以降は、中国におけるコロナ対策のためのロックダウンの影響が強く表れ2021年度は241百万円となり予算に304万円の未達となった。他方、事業支出は、事業活動の増加により事業費が予算より267万円の増となり、人件費は、2021年11月末時点での収入が前年に比し810万円増で、例年、第4四半期は収入が増えることを考慮して特別手当（賞与）を十割支給したこと、及び、超過勤務の増により、予算よりも914万円の増となった。他方、SG賠償運営費は、保険料金の削減交渉の結果212万円減となった。このため、事業活動収支は、予算で2,453万円のところ1,445万円にとどまった。正味財産増減計算書の当期経常増減額（評価損益等調整前）は、予算で39万円の黒字を予想していたところ、1,002万円の赤字となった。

収入の大部分を占めるSGマーク表示手数料収入について品目ごとに見ると、2021年度の手数料収入が1,000万円を超えた品目のうち、家庭用の圧力なべ及び圧力がまは、コロナ需要での増加以前の水準に戻り前年度比22%減の2,473万円に、同様に、クッキングヒータ用調理器具は25%減の1692万円になった。乗車用ヘルメットは、前年度の10%増に続き、前年度比5%増の1771万円に、住宅用金属製脚立は、前年度並みの1869万円、プラスチック浴そうふたは前年度6%増の反動で11%減の1677万円に、自転車用ヘルメットは前年度の46%増の反動で6%減の1145万円となった。前年度は、コロナで35%落ち込んだ非木製バットは31%増の1341万円となった。ゴルフクラブは前年度32%減が21%増と反転し715万円、イベント用テントは28%増の587万円となり、上位12位に入った。ゆたんぼは、前年度42%増で415万円と上位15品目に復活した。（表1参照）。

SGマーク基準等作成業務において、新規品目としては、2021年1月に基準を制定したスポーツ用アイガードの受付を開始した。基準見直しに関しては、ショッピングカートの基準を4月1日付で改正した。野球及びソフトボール用ヘルメット用の基準を改正し、あごガード付き製品をSGマーク製品に加えた。また、非木製バットの基準を改正し打球の速さを抑えて投手がよけやすいようにした。ゆたんぼの基準を改正し、クロロプレンゴム製の製品をSGマークの対象に加えた。また、事業者からの要請を受けて、学童用かさ、歩行車、キャンプ用テントの基準改正を優先して

行った。

オンライン申請システムを4月1日から開始した。登録工場、型式確認等に関する申請の9割以上はオンライン申請に切り替わった。

協会ホームページ（以下、HPという）を一新して、SGマーク制度を分かりやすく伝えるようにした。また、発信能力を高め、お知らせ、メルマガをより容易に投稿・閲覧できるようにした。

SG基準詳細技術情報の提供を申請ベースと変え、不当表示を行わないことを受諾した者にのみ情報を提供するように改めた。これと整合させ、かつ、規程類間の首尾一貫性を高めるため、業務規程、SGマーク使用規程の見直しを行った。

II SGマークの普及対策

1 基本方針に沿った実績概要

2020年度に、JISQ1001との整合性を高めるために、業務規程、SGマーク使用規程を改定したが、これらを再度見直し、規程類間の首尾一貫性を高め分かりやすくした。また、不当表示対策を強化すべく、SG基準詳細技術情報の提供を申請ベースとし、不当表示を行わないこと等を受諾した者にのみ提供することとした。このためのSG基準詳細技術情報利用規程の内容を、前述の規程類にも反映させ、規程類違反對策を強化した。また、手数料規程は、オンライン審査料金を加え、全体を分かりやすく改定した。これまで、個別製品ごとに作成されていた「認証の手続書」を、共通の「認証の取得のための案内」として抜出し、双方をより分かりやすく整理した。なお、各種規程類、及び、「認証の取得のための案内」は英語の対訳、及び、中国語翻訳をつけて公開し、海外の事業者等にとっても容易に情報にアクセスができるようにした。

事業者が行う申請・届出等の手続きの利便性を高め、事務処理の効率化とミスの防止のために、2021年4月からオンライン申請を開始した。同年10月からは、文書による申請については手数料をとることとした。この結果、工場登録、型式確認、SGマーク表示数量申請に関する申請の9割以上がオンライン申請に切り替わった。なお、ロット認証に関しては、システム側に問題があることが発覚したため、その対応を2022年6月までに行うこととなった。

世の中のニーズと求められる製品の機能や仕様などをタイムリーに捉えられるように、基準制定・改正を機動的に行った。そのために、昨年度に続き、作業が急がれた製品分野（学童用かさ、歩行車、キャンプ用テント）は、担当・副担当に限らず弾力的にチームを組んでスピーディーな対応を行った。認証業務、管理業務いずれも、ほぼすべての決裁にクラウドシステムによるサービスを利用し、事務処理速度の改善をさらに進めた。（クラウドシステム導入以前に数日かかっていたものが数時間で完了している）使用する紙の枚数も、クラウド

ドシステム導入以前に比べて約5割に減少しペーパーレス化が進んだ。

SGマーク制度（制度概要、対象製品、認証を得るための手続き、SGマーク賠償制度など）を分かりやすく伝えるため、HPを一新した。お知らせ、メルマガの投稿を容易にし、また、過去の投稿内容の閲覧を容易にできるようにした。第32号から第55号までのメルマガ24件と、お知らせ31件を発信した。また、SGマーク賠償制度を含むSGマーク制度に関する情報についてのFAQを見直し、内容の整理と拡充を図った。

レンタル・リースが普及している製品の一つである歩行車の基準改正においては、製品を安全に使い続けるためにメンテナンス等に関する注意事項を拡充させた。災害対策など非常時用製品については、2021年度は特段の進展はなく、2022年度以降の課題となった。

QRコードの活用に関しては、体育設備のメンテナンスを容易にする観点で検討を進めた。SGマークの使用実態のフォローと管理を強化するのは、2022年度以降のシステムの運用の中で検討することとした。SGマーク登録工場の確認審査、更新審査に関しては、全登録工場への通知を行うとともに、書面審査で対応できる場合、訪問審査が必要となる場合を明確にし、さらに、書面審査での質問票作成作業を行った。

2 具体的な進展

1) SG基準の制定・改正

① 福祉用具関連

福祉用具関連で、歩行車については、2021年12月に基準改正を行い2022年3月より受付を開始した。歩行車は車輪径の見直しなど日本市場にあった基準化を図るとともに、レンタル用として使用されることが多いことから、安全点検が適切に行われるように、点検項目、点検方法、部品交換方法を記載したメンテナンスマニュアルを備えることを規定した。

手すりについては、市場等で調査を行い、2022年度以降、工事を伴わない製品で介護保険の対象となるものについて基準制定に向けて進めることとした。

高齢者用いす（高齢者が立ち上がる際に寄りかかってそれを補助することができるような機能を備えたものなど）については、そのニーズや求められる性能などを調査したところ、福祉用具としていすの定義は定まっておらず、そのため、福祉用具としての事故事例はあいまいで、ニーズと製品への要求を明確に定めきれない状況であることが分かってきたが、引き続き検討は行うこととした。

② 乳幼児製品

抱っこひもについてはSG基準が制定されているが、SG基準が制定されていないヒップシートと兼用ができる製品の取扱いについて検討した。2021年10月に、関係事業者らと情報

交換を行ったところ、抱っこひも兼ヒップシートが、一定の市場を形成していることが明らかとなったため、累計販売数量、クレーム事例等についてさらなる情報収集を行い、協会内部で検討を継続した。

2021年11月にベビーカー安全協議会にて、ベビーカーを転換して別用途の製品となる製品に対する基本的な考え方の説明を行い、また、SG基準のISO基準整合化に関するヒアリングを行い、2022年度以降のSG基準改正に向けた検討を開始した。

ペダルがない三輪車については、乳幼児がその成長過程において、三輪車から自転車への移行期に使用する新たな製品として位置づけ、品目名をバランスバイク（仮称）としてSG基準作成に向けた検討を開始した。

③ スポーツ・レジャー関連

野球及びソフトボール用ヘルメットについては、2021年4月1日付けで顎ガードを取り付けることができる製品について適用範囲に加える基準改正を行ない、各競技者団体の用具に関する規則変更が行われた結果、2021年秋から新基準に適合する製品の流通・販売が開始された。また、使用対応年数を明確に表示すること求め、コロナ感染防止対策としてチームでの使用ではなく個人使用を推奨した結果、SG表示数量が増加した。

スポーツ用アイガードについては、検査マニュアル等の詳細についての調整に時間を要したため、野球・ソフトボール用について、2022年4月に事務受付を開始した。

日常行動における頭部打撲等による傷害を防止することを目的として開発された衝撃緩和帽は、潜在的に対象となる年齢層の幅は広いが、まずは子供、幼児用及び軽作業用の製品について2021年1月にSG基準を制定し運用を開始し、その普及のため事業者へ認証のための推進活動を実施した結果、SGマーク付き製品が上市した。さらに、使用される場面の広がりや高齢者のけが防止に対応できる製品への展開について検討して2022-2023年度の基準改定につなげていくこととなった。

トレッキング用キャップは市場にない製品について基準化したものの、コロナ禍の影響も受けて、2021年度には商品化を行った事業者は現れなかった。同様に、メディカルウォーキング用ポールも、2021年度は製品の上市には至らなかった。

フィットネス関連では、テレビショッピングなどの通信販売業者からコロナ禍における屋内エクササイズ需要の高まりによる製品安全に関する要望があり、それを受けて家庭用自転車エルゴメータと家庭用トレッドミルについて見直し作業を行い、基準改定を2020年10月に終えた。通信販売業者と連携してその普及を図った結果、2021年度にSGマーク付き製品が上市した。

非木製バットについては、公益財団法人日本高等学校野球連盟から「近年の金属製バッ

トによる打球が速くなってきていて、投手が危険な状況になっているためにSG基準で打球の速度を抑制できる基準を設けてほしい。」との要請を受け、2022年4月1日付けで「硬式野球用バットについての反発性能に関する規定」を設ける基準改正を行なった。なお、この新基準に適合するバットについては2022年秋ごろからの販売となり、それらのバットには新基準に適合することを表すために、バット本体グリップ部の上の製造年月表示のあとに、「R」を付加して従来の従来のバットと区別できることを求めた。

野手が守備時に着用するフェースガードについては、2021年度秋にSG基準を制定することを予定していたが、非木製バットの規準改正を優先したために対応が遅れ、2022年度中に基準を制定することとなった。

キャンプ用テントは、コロナ禍で需要が拡大した製品であるが、SG基準を作成してから長期間にわたって見直しが行われておらず、基準作成時と形状や材質などの仕様が変化した現状の製品を評価することが困難になっていたため、主にISO規格に整合させる方向で基準改正を行い運用を開始した。

卓球台、バレーボール支柱といった体育用具については、日常点検や定期点検、不具合が発生したときの対処など、安全に使用する上での維持管理が不可欠である。SG基準では、各用具についての点検票を添付することを求めているが、施設によっては対応を忘れてしまうなど点検が疎かになってしまっていることが懸念されるため、QRコードを活用して維持管理者の登録、定期的に維持管理に関する案内をしたり、安全に使用するための情報を発信するようなシステム構築の検討を開始した。

④ 台所用品

2021年1月に運用を開始した一酸化炭素発生抑制調理器具に関しては試験の問い合わせはあるものの申請には至らなかった。予定していたNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）との共同による広報はコロナの影響もあり実現できなかったが、日本金属ハウスウェア工業組合等の工業会とオンラインによる基準説明会の実施後、組合員からは製品別によるCO発生量の違いや試験設備の質問事項等の情報交換を継続した。

⑤ 家具・家庭用品

はしご、脚立については、事業者がすでに製品の追跡のためにQRコードを使っていることが分かったため、この製品分野でのSGとしてのとしてのQRコードの検討は行わないこととした。

二段ベッド及びロフトベッドとして、2020年5月に基準を改正したが、新たな事業者の参入がないため、第二段の基準改正を保留し、新たな貼付事業者の獲得に注力した。

ゆたんぼについては、まずは基準改定の緊急性を要していたキャップの締め付け状況の性能確認に関する項目を追加する改定を2021年6月に行い、同時に運用を開始し2021年冬

用から対応した製品が上市した。次に2022年冬用の製品に間に合うように、低温やけどをしにくいと言われる発泡ゴム（クロロプレンゴム）製の製品への対応と、IHで使用する金属製ゆたんぼについて安全性を高めるための基準改定を2022年3月に行い同時に運用を開始した。

⑥ 自動車・自転車用品

車載ハンマーについては、基準作成作業を継続したが、事故発生時に生じる人損が極めて大きくなる可能性がある一方で、事故原因と製品の欠陥の因果関係を立証することが難しいことから、SG基準化することは慎重に検討することとした。なお、新たにJISを制定する作業が始まったため、これに協力しながらSGとしての対応についても検討を続けた。

自転車用幼児座席については、適用年齢6歳から未就学児への変更に見合う対応体重に関する検討を含めた基準改正専門部会を2022年1月より開始した。現行製品でも体重増分に対応できるものであることを確認した。自転車については幼児座席改正を先行し、これに整合させる改正作業も含め行うこととしたが、具体的な進展は2022年度以降となった。

2) SG基準品目数の現状

1973年10月のSGマーク制度発足以降、消費者、生産者、行政機関等の要請を踏まえ、基準作成・改正を行っている。2021年度に新規に基準を作成した品目はなく、SG基準が設定されている製品は147品目となっている。他方、SG基準を改定した製品は、「ショッピング用カート」、「キャンプ用テント」、「ゆたんぼ」、「野球及びソフトボール用ヘルメット」、「歩行車」、「学童用かさ」の6品目であった。事務受付をしているSG基準品目は、「携帯用レーザー応用装置（レーザーポインター）」が休止となり109品目となっている。

3) SGマーク表示手数料収入の動向

収入の大部分を占めるSGマーク表示手数料収入について品目ごとに見ると、2021年度の手数料収入が1,000万円を超えた品目のうち、家庭用の圧力なべ及び圧力がまは、コロナ需要での増加以前の水準に戻り前年度比22%減の2,473万円に、同様に、クッキングヒーター用調理器具は25%減の1692万円になった。乗車用ヘルメットは、前年度の10%増に続き、前年度比5%増の1771万円に、住宅用金属製脚立は、前年度並みの1869万円、プラスチック浴そうふたは前年度6%増の反動で11%減の1677万円に、自転車用ヘルメットは前年度の46%増の反動で6%減の1145万円となった。前年度は、コロナで35%落ち込んだ非木製バットは31%増の1341万円となった。ゴルフクラブは前年度32%減が21%増と反転し715万円、イベント用テントは28%増の587万円となり、上位12位に入った。ゆたんぼは、前年度42%増で145万円と上位15品目に復活した。（表1参照）。

(表1) SGマーク表示手数料収入上位15品目の実績表

(消費税抜き)

	品目名	2021年度収入		2021年度枚数	
		(千円)	対前年度比	(千枚)	対前年度比
1	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	24,725	0.83	3,274	0.78
2	住宅用金属製脚立	18,687	0.98	1,099	0.97
3	乗車用ヘルメット	17,714	1.05	1,476	1.05
4	クッキングヒータ用調理器具	16,923	0.75	2,824	0.75
5	プラスチック浴そうふた	16,773	0.89	1,677	0.9
6	非木製バット	13,408	1.31	268	1.31
7	自転車等用ヘルメット	11,445	0.92	1,430	0.93
8	空気ポンプ	10,842	1.10	1,548	1.09
9	ベビーカー	8,721	1.05	290	1.05
10	棒状つえ	7,550	0.92	629	0.91
11	ゴルフクラブ	7,150	1.21	2,614	1.19
12	イベント用テント	5,866	1.28	39	1.31
13	シルバーカー	5,103	0.91	204	0.91
14	手動車いす	4,368	1.20	36	1.20
15	ゆたんぼ	4,150	1.42	1,370	1.40
	上記品目合計	173,425	0.97	18,778	0.98
	上記以外の品目	43,959	1.02	35,437	0.81
	総合計	217,384	0.98	54,215	0.86

注1：SGマーク表示申請枚数は前年比14%減だった。上位15品目のうち15%以上減少した品目は、家庭用の圧力なべ及び圧力がま及びクッキングヒータ調理器具だった。15%以上増加した品目は、非木製バット、ゴルフクラブ、イベント用テント、手動車いす、ゆたんぼだった。

注2：上表の数字は、決算データとは異なり、①消費税を含んでおらず、②収入は入金日ではなく発生日で計上している。

4) 工場登録・有効型式保有工場数

2021年度の新規工場登録数は9工場で、海外は7工場(うち中国7工場)であった。

品目では、幼児用三輪車、家庭用トレッドミル、家庭用の圧力なべ、衝撃緩和帽、乗車用ヘルメット、家庭用自転車、エルゴメータ、空気ポンプ、棒状つえ、イベント用テントであり、登録数は707工場(複数品目登録の場合は重複カウント)で、前年度末より5工場増となった。このうち、有効型式保有工場数は354工場となり、前年度末より13工場減となった。また、海外の有効型式保有工場数は158工場と、前年度末より6工場減となった。なお、国別では日本の196工場(55%)を除くと中国の110工場(31%)が最も多く、台湾16工場、ベトナム13工場、と続いている。

なお、登録工場のうち、型式確認が失効してから6年以上を経過するもの(261工場)に対しては、登録更新のための審査を受けない場合は2022年10月1日に登録を取り消すことを通知した。

5) SG基準が制定されている製品分野でのマーク使用拡大、他

① 広報の拡充

SGマーク制度(制度概要、対象製品、認証を得るための手続き、SGマーク賠償制度など)を分かりやすく伝えるため、HPを一新した。HP画面及び個別製品のアイコンは、2020年度に作成した新パンフレットと整合させることで、内容、視認で首尾一貫性を持たせた。

お知らせ、メルマガの投稿を容易にし、また、過去の投稿内容の閲覧を容易にできるようにした。第32号から第55号までのメルマガ24件と、お知らせ31件を配信した。

メルマガを配信するにあたっては、政府機関の広報、関係団体との連携、及び、関連の新聞記事が出た際のフォローを行い、タイムリーに正しい情報が世の中に伝わるように心がけた。

2021年度は、コロナ感染防止策の影響を踏まえて、展示会等への出展は行わなかった。

オンライン会議を駆使して、業界、消費者団体、検査協会らとの情報交換と意見交換を積極的に行った(延べ13回)。特に、流通事業者に対しては、個別の事業者に対して、不当表示対策等について周知を行った(前述の回数の内7回)。

経済産業省が10月に開催した製品安全研修において講師を派遣し、SGマーク制度について説明した。

② 申請者への利便性の向上

事業者が行う申請・届出等の手続きの利便性を高め、事務処理の効率化とミスの防止のために、2021年4月からオンライン申請を開始した。同年10月からは、文書による申請については手数料をとることとした。この結果、工場登録、型式確認、SGマーク表示数量に関する申請の9割以上がオンライン申請に切り替わった。なお、ロット認証に関しては、システム側に問題があることが発覚したため、その対応を2022年6月までに行うこととなった。

③ 海外での販売拡大

中国連絡所において、中国国内で開催された展示会に出展したが、コロナ禍の影響で来場者数は限られたものとなった。引き続き、厳しい感染防止策が実施されているため、中国国内での活動が制限されたため、2021年度は目立った進展はなかった。なお、HPを一新した際に、SG基準とSGマーク制度、認証の受け方、SGマーク賠償制度などの基本的情報については中国語の訳も掲載し、関心を持つ中国関係者の情報へのアクセスを改善した。

④ 関係団体等との協働

業務規程、SGマーク使用規程、不当表示防止対策などについて、検査機関との連絡会において説明を行い、協力を仰いだ。個別品目（フィットネス機器、二段ベッド及びロフトベッド、ショッピングカート、住宅用金属製脚立）の基準改定に関して、消費者団体も招き、関連事業者に対する説明会をオンラインで行った。個別の流通業者とオンライン会議を行い、不当表示対策などについて情報交換を行った。

6) SG認証制度の適切な運用

① 認証業務の効率性と正確性の向上

2022年から始まる、登録工場の確認審査、更新審査については、HPで案内を行うとともに、全登録工場に通知を出した。また、2022年度前半に審査が必要となる工場に対しては、年度内に改めて通知を行った。

② 調査等

2021年度の試買試験は、「ぶらさがり器具」と「幼児用鉄棒」を対象としたが、試験の実施は緊急対応が必要であったぶらさがり器具の一項目のみを実施し、検査マニュアル改正の資とした。

③ SGマーク使用状況の確認他

事後調査は確認審査と更新審査に置き換えられるため2021年度は実施しなかった。

④ 製品の追跡

卓球台、バレーボール支柱といった体育用具については、QRコードを活用して維持管理者の登録、定期的に維持管理に関する案内をしたり、安全に使用するための情報を発信するようなシステム構築の検討を開始した。

⑤ 海外工場の品質管理向上対策

2021年度は、コロナ感染拡大防止策のために中国国内での活動が大きく制約されたため、具体的な活動はできなかった。

⑥ SGマークの不正/不当表示対策の強化

不当表示対策として、SGの基準適合性確認に必要な詳細技術情報はHPで公開することを

やめ、必要とする者には申請ベースで提供する方法を採用した。申請者には、不当表示の禁止、違反は公開、違約金の対象とすること等を定めたSG基準詳細技術情報利用規程を受託いただいてからSG基準詳細技術情報を提供することとなった。また、委託検査機関は、協会から手続きを経てSG基準詳細技術情報を入手していない場合は、SG基準適合性に関する検査はしないこととなった。これにより、不当表示を行っている場合は、SG基準詳細技術情報利用規程違反となるか、或いは、最新のSG基準を確認することなく表示していることとなり、後者の場合は、景品等表示法が禁止する不当表示に該当する可能性があることをHPにおいて通知した。

Ⅲ 被害者救済業務等

1 SG賠償制度の適切な運用

SGマーク製品の欠陥により人身事故が生じ届け出があった場合、事故原因の究明とそれに基づく対人賠償措置を実施した（2021年度は、届け出案件5件中、賠償実施案件は1件）。

SG賠償保険は、これまで1品目1事故あたり最大1億円の支払いが年間1回しかできない内容となっていたものを3回まで可能とするように拡充し、保険料金は前年度よりさらに削減を図った。

2 製品事故に関する紛争解決等(消費生活用製品PLセンター)

2021年度は、PL法関連、製品の事故・品質等に関する消費者等からの相談や問合せ、総数482件に対応した。その中で重要な情報については、PLセンターダイジェストを通じ、地方自治体、消費生活センター等への情報提供及びHPにおいて情報提供を行った。

苦情情報等の中で必要と認められるもの（PSCに関連する2件で乗車用ヘルメットに関するもの）については、個人情報保護に努めつつ、製造・流通関係団体等に対して情報提供を行った。

Ⅳ 調査・研究等業務（政府、関係団体等の関連業務への参加）

2021年度は、研究の受託及び、政府や関係団体の調査へ参加した案件はなかった。経済産業省、製品評価技術基盤機構、国民生活センターの製品安全に関する委員会に委員と参加し製品安全対策の推進に協力した。また、製品別JIS規格に関する委員会に参加しJIS規格の改定作業に協力した。ISO/CASCO、ISO/COPOLCOに関する国内委員会に委員として参加し製品安全に関する国際動向のフォローを行い日本としての対応方針作りに協力した。

Ⅴ 経営建て直しのための対策

1 IT化の推進

基準制定・改定他各事業活動について工程管理をしっかりと行った。当初の事業計画には盛られなかったが、事業者の要望を受けて行ったキャンプ用テント、ゆたんぼ、学童用かさ、高枝ばさみについての基準改正作業は、タイトなスケジュールだったが予定通りに終了した。

協会内決裁、外部との契約、勤怠管理に加えて経理部門も一層のIT化とペーパーレス化を進め、在宅勤務で対応できる業務の幅を広げた。オンライン会議を有効活用し、仕事の効率化と迅速化を進めた。

オフィス環境は、3密を避けるために、消毒とマスク着用の徹底、物理的距離を確保しての短時間で打合せを行うことの励行、仕切り板の増設などの対応を行った。結果として、オフィスが感染源となることはなく、業務を特段の支障なく遂行することができた。

2 経費の見直しと削減

システム更新に関しては、2021年度から、SG開発拡充資金の積み立て(500万円)を開始した。収支の見直しに基づき、賞与の業績連動分は100%の支給を行った。

VI 当協会の組織に係る業務

1 組織・定員

2021年度末の当協会の常勤役員人数は2名、職員等人数は13名、総数15名だった。

2 理事会の開催

1) 第24回理事会(通算第116回)

2021年6月7日に第24回理事会(オンライン参加と併用)を開催し、2020年度事業報告書(案)及び収支決算書(案)について、令和2年度公益目的支出計画実施報告書(案)の提出及び公益目的支出計画の変更について、諸規程類の改正等について(理事会の決議を要するもの)、第10回定時評議員会の開催について(案)について審議を行った結果、いずれも原案どおり承認された。

2) 第25回理事会(通算第117回)

2021年8月に第25回理事会を书面審議で開催(決議があったとみなされた日を8月2日とした)し、WEB広報構築のためのSG事業開発・拡充積立資産の取り崩しについて、安全管理委員の同意について審議を行った結果、いずれも原案どおり承認された。

3) 第26回理事会(通算118回)

2021年12月20日に第26回理事会(オンライン参加と併用)を開催し、SG基準詳細技術情報の取扱について、登録工場審査料金の見直しについて審議を行った結果、いずれも原案どおり承認された。また、DX化の推進について、広報の強化について報告が行われた。

4) 第27回理事会(通算119回)

2022年3月28日に第27回理事会（オンライン参加と併用）を開催し、2022-2023年度事業計画（案）及び収支予算（案）について、安全管理委員の同意について、第28回理事会を書面決議とする件について審議を行った結果、いずれも原案どおり承認された。

3 評議員会の開催（第10回定時評議員会）

2021年6月23日に第10回定時評議員会（オンライン参加と併用）を開催し、2020年度収支決算書（案）及び監事監査報告書の承認について、定款変更について、諸規程類の改正等について、役員候補選出委員会委員（追加）の選任について（案）について審議を行った結果、いずれも原案どおり承認された。

4 安全管理委員会の開催

1) 第100回安全管理委員会

2021年5月6日に第100回安全管理委員会を開催し、ゆたんぼの基準改正、キャンプ用テントの基準改正について審議を行い、基準案は承認された。

2) 第101回安全管理委員会

2021年11月26日に第101回安全管理委員会を開催し、学童用かさの基準改正、歩行車の基準改正について審議を行い、基準案は承認された。

3) 第102回安全管理委員会

2022年2月14日に第102回安全管理委員会を開催し、非木製バットの基準改正、ゆたんぼの基準改正、高枝ばさみの基準改正について審議を行った。また、休止基準として携帯用レーザー応用装置が提案されいずれも承認された。

5 PLセンター運営委員会の開催（第50回PLセンター運営委員会）

2021年5月28日に当協会の会議室において、第50回PLセンター運営委員会を開催し、2020年度の相談等の受付状況、製品事故に係る相談等の処理状況、品質クレームに係る相談等の処理状況、SGマーク付き製品の事故処理状況等の報告を行った。